

(個 人 事 業 主 用)

市民税
県民税

納 入 申 告 書

(受付印)

(宛先)高崎市長

令和 年 月 日提出

年 月分

人員

人

退職手当等
の支払金額

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

特別徴
収税額

市民税

県民税

特
別
徴
収
義
務
者

指定番号

住所又は
所 在 地

氏名又は
名 称

個人番号

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により
上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告し
ます。

氏名

勤続年数

年

退職手当等の支払金額

円

市民税

円

県民税

円

氏名

勤続年数

年

退職手当等の支払金額

円

市民税

円

県民税

円

氏名

勤続年数

年

退職手当等の支払金額

円

市民税

円

県民税

円

備考

●納入申告書の記入方法●

退職所得に係る個人住民税を納入していただく場合、左の納入申告書に特別徴収税額等を記入してください。

「人員」欄には、退職所得に係る税額を徴収した人数を記入し、下の欄に徴収した人の内訳を記入してください。記入欄が不足する場合は、徴収した人の一覧表を別途作成し、添付してください。

また、特別徴収義務者の個人番号を必ず記入して下さい。

※平成２８年１月１日以後に行われる納入申告から法人番号又は個人番号を記載していただくこととなりました。個人事業主の方は、納入書の裏面ではなく、こちらの納入申告書をご使用いただき、番号確認及び身元（実存）確認できる書類を同封の上、市民税課まで提出してください。

＜番号確認及び身元（実存）確認できる書類の例＞

番号確認 … 個人番号カードの写し、通知カードの写し 等

身元（実存）確認 … 個人番号カードの写し、運転免許証の写し、健康保険証の写し 等

（その他の具体的な書類については、市民税課までお問い合わせください。）

※平成２５年１月１日以降に支払われるべき退職手当等について、個人住民税の計算方法が以下のとおり変更になりました。

①退職所得に係る個人住民税の10％税額控除が廃止になりました。

②特定役員（役員等勤続年数が５年以下）の退職手当等に係る退職所得の２分の１課税が廃止になりました。

●提出期限●

退職所得に係る個人住民税を徴収した月の翌月10日までに提出してください。

高崎市

(担当部課) 財 務 部 市 民 税 課

〒370-8501

群馬県高崎市高松町35番地1

電話 027-321-1111(代表)

内線 2567 ～ 2569

027-321-1218(直通)

●お願い●

退職、転勤等により給与所得者に異動があったときは、至急異動届出書を提出してください。